

感染再拡大防止と社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】令和4年4月1日(金)～4月28日(木)

基本的な
考え方

新型コロナウイルスの感染再拡大を防止し安定的な社会経済活動を継続するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

【感染再拡大防止と社会経済活動を継続するための対策】

現況

- まん延防止等重点措置終了後の対策により、感染の再拡大を抑制しているところですが、特に子ども達を中心とした全年代で持続的に流行が続いています。しかし、重症化リスクの高い高齢者の入院患者数の減少により、病床使用率は安定的に50%を下回っているところです。
- 感染の急拡大を防ぎ、安定的な社会経済活動の継続を可能とするために、引き続き「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、基本的な感染防止対策の「人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」「マスクの正しい着用」「毎日の検温等の健康観察」を実行してください。少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

県の方針

- 県は感染の再拡大を防止し社会経済活動を継続するためオミクロン株の特徴を踏まえた以下の事を要請する
 - ① 重症化リスクの高い高齢者へ感染を拡げない
 - ② 子どもを感染から守る
 - ③ 移動・会食に関するリスクを回避する
 - ④ ワクチン接種の加速を図る
- 感染再拡大の傾向が見られる場合は、リバウンドを防ぐため政府に対しまん延防止等重点措置指定の要請を検討する。

※目安：各圏域新規陽性者数7日間合計前週比2倍超の増加
又は 病床使用率：各圏域60%以上（入院者数が増加し入院調整の困難が生じる水準）
- なお病床のひっ迫が想定される地域がある場合は、「コロナ感染拡大警報」を発出する

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること**
 - ・ 人との距離(マスク有りでも1m)が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける
 - ・ できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動する
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
- **県外との往来について、訪問先の感染状況を確認し慎重に検討すること**
訪問先では、不特定多数との会食等の感染リスクの高い行動は控えること
 - ・ 往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
 - ・ 出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。
- **離島への往来については、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること**
・ 体調不良の際は中止または延期を検討すること。また ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査を受検すること
- **模合、歓迎会等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること**
- **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控えること**

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

基本的な感染防止対策に関する要請

- 人との距離の確保、マスクの正しい着用(不織布マスクの推奨)、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接・密閉」の回避(ゼロ密を目指そう)、屋内・車内の十分な換気の徹底
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンター(098-866-2129)を利用ください。
- 家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行い、子どもの感染防止策を徹底すること
- 高齢者や基礎疾患のある方と接する方は特に感染対策を徹底すること
- オミクロン株においても、3回目接種によりワクチンの効果が回復することが示されています。
2回目接種完了後6か月経過後は、速やかに3回目接種をお願いします。
- 厚生労働省の専門家会議によると、ワクチン接種者は、入院を必要とする割合が未接種者より低くなっており「重症化予防」「発症予防」等の効果が期待されています。
- 1回目2回目接種も是非前向きに検討してください(特に高齢者、基礎疾患を有する方、肥満のある方)。
- 感染の広がりに不安のある方は、4月28日まで無料PCR等検査を延長しますので、受検を検討ください。
- ◆ ワクチン接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

※改めて、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと(対象者全員検査を行った場合は除く)
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内での開催、1次会で帰ろう

来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い混雑した場所を避け、会食は4人以下2時間以内（※）でお願いします。
※対象者全員検査をした場合は除く
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。特に県民と交流が予定される「出張」「帰省」「イベント参加」の場合、事前にPCR等検査の受検をお願いします。
 - ※ 来県前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄（「TACO」：Traveler's Access Center Okinawa）】
電話番号：098-840-1677 運営時間：8:00～21:00（年中無休）
○修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】【法によらない協力依頼:働きかけ】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u>• 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気• 発熱その他の症状のある者の入場の禁止(利用者への検温)• 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知• 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:感染防止対策認証店が対象者全員検査の確認を行った場合や介護・介助の場合)</u> <p>(* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p> <p>◆ <u>利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼)※対象者全員検査を行った場合は除く</u></p>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- **飲食を提供する場合は、飲食専用エリア以外においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。**
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること
(詳細は「[イベントの開催制限について](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html)」を確認)

◆ イベントに参加する方々は、参加前後の基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)
 - 入場者が密集しないよう整理・誘導
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
 - ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
(**体調不良時の従業員の休暇取得の推奨等**)
 - マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
 - 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討するとともに、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
 - 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
 - 従業員向け定期PCR検査へ積極的に参加すること
申込みはこちら→<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/soumu/kansenshou/ewpcr.html>
 - ワクチン接種を勧奨すること(1・2回目及び3回目)
 - 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと
- ◆ 高齢者施設及び障害者施設で陽性者を確認した場合 県コロナ本部総括情報部「病院・施設支援グループ」に施設内における発生状況についてご一報をお願いします。

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- ワクチン接種を推進する。特に高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種を加速化する。
- 保育所等では、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理の徹底、職員へのワクチン接種を推奨した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して注意喚起を行うよう依頼する。

学校等への要請

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 児童生徒等の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する場合は、基本的な感染症対策を徹底すること。
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日2時間程度(早朝練習も含む)、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避け・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

※例:音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)

季節の行事に対する注意喚起

①赴任・進学について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 赴任・進学前10日間は健康チェックを行い、**体調不良時は確実に事前のPCR等検査を受検すること**
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。

②歓迎会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、**4人以下2時間以内(※)**としてください(自宅開催でも)
※対象者全員検査した場合は除く
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。

③清明祭等の行事について

- ◆ できるだけ同居家族で開催するなど、いつも一緒にいる方とお願いします。
- ◆ 高齢者を守るため、マスクの着用等の基本的な感染対策を徹底し、不特定多数との会食は控えてください。



コロナ感染拡大警報



県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**にあります。

感染者が増加傾向にある市町村

〇〇市、〇〇保健所管内

また、以下の圏域においては、病床使用率が上昇しており医療のひっ迫が懸念されます。

医療のひっ迫が懸念される圏域

〇〇圏域

上記に該当する市町村におかれましてはリバウンド防止のため、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

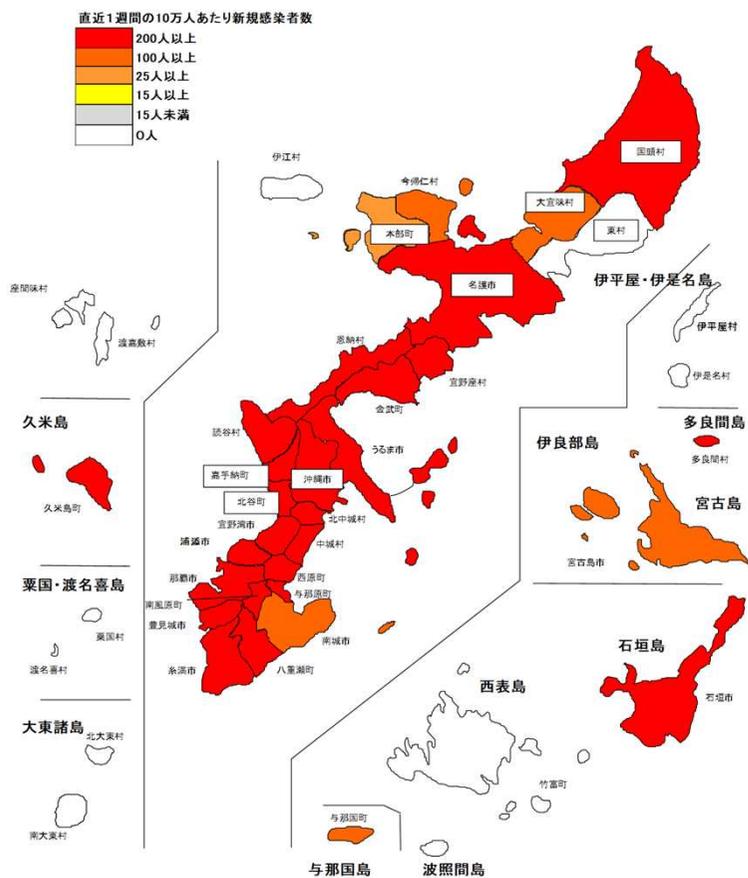
- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



県内の感染・医療体制の状況

市町村別

市町村別感染状況マップ



	人口10万人あたり 新規陽性者数
	病床使用率

3/23時点(3/16~3/22)		
市町村名		前週比
那覇市	315.48	0.99
宜野湾市	317.53	1.09
石垣市	268.82	1.03
浦添市	302.04	1.20
名護市	269.91	1.03
糸満市	259.83	0.91
沖縄市	330.13	0.92
豊見城市	308.67	0.96
うるま市	287.22	0.92
宮古島市	133.15	1.01
南城市	184.76	0.79
北部町村	103.11	0.60
中部町村	320.85	0.94
南部町村	289.59	1.26
宮古町村	3,574.70	
八重山町村	33.66	0.17
県全体	291.49	1.00

圏域別

圏域	圏域内市町村	3/23時点	
本島	本島内市町村		295.36人
			29.3%
本島 周辺離島	伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町		236.23人
宮古	宮古島市、多良間村		199.41人
			6.1%
八重山	石垣市、竹富町、与那国町		243.77人
			20.5%
県全体	全市町村（県外等除く）		289.00人
			26.6%

感染再拡大防止と社会活動継続のためのお願い

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

医療ひっ迫につながる高齢者への感染をひろげないため、ご協力をお願いします。

②子どもを感染から守る

子どもの感染が多いことから、保護者の皆様、保育・教育関係の皆様、児童施設関係の皆様ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスクを回避する

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、ご協力をお願いします。

④ワクチン接種の加速を図る

発症予防・重症化予防を図るために、速やかに3回目接種と1回目2回目接種もお願いします(特に高齢者・基礎疾患を有する方・肥満のある方)

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

ご自分で

- 手洗い、マスクの着用等の**基本的な感染防止対策の徹底**をお願いします。
- **感染リスクの高い行動は控えてください**。
 - 混雑する場所や感染リスクの高い場所(換気の悪い屋内空間)への外出は控えてください
 - 不特定多数との会食等の普段会わない方とのマスクを外した交流は控えてください
- **バランスの良い食事、適度な運動**により免疫力アップをお願いします。
- 積極的にワクチンの接種をお願いします。

ご家族で

- ウイルスを**家庭内に持ち込まない**よう、皆さんで取組をお願いします。
 - こまめな手洗い、外出時のマスク着用、人との距離の確保をお願いします。
 - 高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- 接種の時期を迎えられた際には、**ワクチンの接種**をお願いします。

施設内で

- 施設内感染には**引き続き警戒**をお願いします。
 - 職員向けの**定期PCR検査への参加**をお願いします。
 - 職員(ご家族を含む)の**体調管理**をお願いします。
- 県では支援スキームを整備していますので、**陽性者を確認した場合は県コロナ本部へご一報を**

県の対策:「介護職員向け定期PCR検査の実施」「高齢者入所施設等に対する支援体制の構築」

②子どもを感染から守る

保護者

- 登校前にご家庭で、検温を始め体調確認をお願いします。
症状(発熱以外の体調不良を含む)があるときは登校は控えてください。
- ご家族に、陽性者が確認された場合は、濃厚接触者となりますので外出・登校・登園の自粛をお願いします。
- お子様と一緒に手洗い、混雑した場所を避ける、体調管理といった感染防止対策をお願いします。

各学校・幼稚園・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・児童デイサービス・学習塾・スポーツ団体等

- 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
○マスクの正しい着用 ○小まめな手洗い・手指消毒 ○人との距離の確保(マスク有り1m)
○こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) ○密集・密接・密閉を避ける複合的な対策の実施
- 感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)は控えてください。
- 体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅させてください。
- 先生や指導者の方も、体調管理を徹底し体調不良時は休暇等をお願いします。
- 陽性者が確認されたら、「学校・保育PCR」で幅広く検査実施をお願いします。

県の対策:「学校・保育PCR検査の強化による幅広検査」「保育職員定期PCR検査の実施」

③移動・会食に関するリスクを回避する

県外・離島 移動

- ・ 移動先の都道府県・離島の状況を確認し慎重に検討すること
来訪先では、不特定多数との会食等の感染リスクが高い行動は控えること
- ・ 出発前、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください

会食

- ・ 同一グループ同一テーブルでの会食は4人以下2時間以内としてください。
- ・ 飲食店、自宅等を含めて、5人以上で会食する場合は、事前にPCR等検査を受検してください。
- ・ 感染対策がなされた「感染防止対策認証店」を利用お願いします

控えてください

× 体調不良で参加 × 大声やマスク無しでの会話 × 深酒 × 回し飲み

県の対策:「無料PCR等検査体制の構築」

④ワクチン接種の加速を図る

県民の
皆さまへ

【3回目接種】

- 新型コロナワクチンは、発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、**重症化予防等の観点から、早く予約できる会場で早期の接種をお願いします。**

【1・2回目接種】

- 今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行っております。まだ初回接種を受けていない皆様におかれましては、ワクチン接種のご検討をお願いします。

市町村

県民の重症化予防等及び社会活動等の早期回復の観点から、各々の自治体における接種の加速化に向け、計画的な取り組みをお願いします。

- 接種券の速やかな発行
- 紛失等接種券の再発行が必要な県民への円滑な対応
- 高齢者施設等への接種に係る働きかけ
- 自治会と連携した住民への呼びかけ 等

県の対策：医療従事者確保等市町村の支援、市町村補完のための県広域ワクチン接種センターの運営、SNS等あらゆる媒体等を活用した接種に前向きとなるような効果的な取り組みの検討と実施。

今なら県内各所、無料で検査を受けられます！

(4月28日まで)

■無料で検査を受けられる場所 (R4.3.18時点)

検査キット
で結果が早
く出ます

地域	PCR、抗原定量検査	抗原定性検査	詳細な検査機関の一覧はこちらから ↓ ↓ ↓ 
本島	北部4カ所 中部12カ所 南部16カ所	北部2カ所 中部8カ所 南部8カ所	
周辺離島	南大東村、伊是名村、 久米島町 各1カ所	—	
宮古	宮古島市8カ所	宮古島市2カ所	
八重山	石垣市4カ所	石垣市2カ所	

※検査を受けに行く時間がない方も、検査キットを購入すれば、ご自分で検査できます。(詳細は右のURLからご覧ください。)



検査を受検するにあたっては、「**コロナかな？と思ったら**」のリーフレットをご覧になって受検後の流れをご確認ください。